

件名	理容所及び美容所の衛生水準向上のための条例改正に関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区本所 墨田区環境衛生協会 会長 A			
受理年月日	平成25年1月17日	受理番号	第1号	
<p>要旨</p> <p>墨田区が制定した理容師法施行条例及び美容師法施行条例で定めている衛生上必要な措置について、新たに「作業所内に、温水を供給することができる洗髪設備を設置し、排水が完全に行われる構造とする」規定を追加してください。</p> <p>(理由)</p> <p>平成23年8月30日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、平成24年4月1日から、理容師法及び美容師法に定める理容所及び美容所の衛生基準に係る条例の制定権が、都道府県から保健所を設置する政令市及び特別区へ移譲されることになりました。</p> <p>理容所及び美容所において頭髪をカットした後の頭に付着する刈り毛は極めて細かく、吸引や刷毛等で取り除くのは困難であるため、洗髪をしないで退店すると、取りきれなかった刈り毛を各所に撒き散らすことになり、不衛生な状態になります。</p> <p>現在の理容・美容業界では、顧客の多様なニーズに対応した多岐にわたるサービスが提供されています。つきましては、衛生管理、公衆衛生の保持及び向上を図るため、洗髪設備の設置義務を条例で規定されるよう要望いたします。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				